

4. まちづくり勉強会の参加者募集

今年度のまちづくり活動のテーマは「**まちづくり活動をみんなで考えましょう!**」として、返還時期の発表に備えて、地権者はいつまでに何をやるべきか、これまでのやり方でいいのかといったことを含めて、地権者の皆さまのご意見をお聞きしながら、今後のまちづくり活動はどうやって進めて行けば良いか考えながら行いたいと思います。

お忙しいとは存じますが、お子様やお孫様など次世代の地権者のかた、お知り合いの地権者のかた、皆さまお誘い合わせのうえ、どうぞお気軽にご参加くださいますようお願いいたします。



昨年度の勉強会風景

◆連絡先：下記のいずれかにご連絡ください。(随時受け付けています)

- ・宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 TEL(098)893-4401(直通) 担当：内間・仲村
- ・宜野湾市軍用地等地主会 TEL(098)893-5077

5. 地主会会長のあいさつ

今回皆様のご意見をお聞きして、思いは皆さん一緒だと確信いたしました。おそらくこれから12月に向けて本地区の返還時期について何らかの発表がされると思います。

皆さんの意見の中には返還の時期と規模が発表された後、それに沿ってまちづくり勉強会等をやりたいという意見を始め、返還時期が発表された後に地権者として、地主会として何をやるべきなのか様々な意見がありました。

まちづくりというのは、我々地権者が率先していいまちをつくるという共通認識が必要です。皆さんお忙しい中、大変だとは思いますが、次回以降もできれば、ご本人だけではなく子や孫などのご家族何名でも結構ですので、ぜひとも参加していただき、各年齢層の男性目線や女性目線、若い方々の目線など時代に合ったまちづくりをこれからも進めて行きたいと思っております。

微力ではありますが、私も皆さんの代弁者でありますので、皆さんの声を代表して行政に伝え、反映してもらえようようにしていきたいと思っておりますので、皆様のご理解・ご協力を宜しく願います。



会場の様子

**今回の懇談会の参加者は42名(地権者34名、ご家族の方8名)でした。
今後も、まちづくり活動への参加など、ご理解とご協力をよろしく願います。**

ニュース等に関する問い合わせ

宜野湾市基地政策部基地跡地対策課 担当：内間・仲村
TEL：098-893-4401(直通) FAX：098-892-7022

キャンプ瑞慶覧返還予定地区 まちづくりニュース

発行：宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

TEL 098-893-4401(直通)

2012年(平成24年)10月

Vol. 32

《本号の概要》

これからのまちづくり活動について参加者の意見を聞きました。

キャンプ瑞慶覧返還予定地区は、4月に発表された日米の共同発表において必要な手続き後に速やかな返還が可能な施設として、今年中に返還時期に関する発表が予定されています。

今年度のまちづくり活動は、当初予定していた『瑞慶覧まちづくりハンドブック(活動編)』の作成を変更して、返還時期が決まった後、地権者がどう行動していけば良いのか、これからのまちづくり活動について意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

平成24年10月12日(金)には、第1回まちづくり懇談会を開催し、参加者の意見をお聞きしました。本号では、意見の内容を簡単にご報告します。

1. 基地政策部長あいさつ
2. 現在の状況報告
3. 平成24年度のまちづくり活動について
4. まちづくり勉強会の参加者募集
5. 地主会会長のあいさつ



基地政策部長挨拶



地主会会長挨拶

1. 市基地政策部長あいさつ

皆様ご承知のとおり本地区は平成8年のSACO最終報告で平成19年度を目処に返還が合意され、市としても地主会の力添えをいただきながら地権者の皆さんを中心に勉強会等のまちづくり活動に取り組んでまいりましたが、沖縄の基地問題は課題が大きく、国としても返還が計画通り進められていない状況でございます。

しかしながら、今年になって少し変化の兆しがあります。1つ目は4月に跡地利用のための新しい法律が制定されました。それから同じく4月に日米両政府が着手しております米軍再編の見直しについて中間発表がされ、本地区については、3段階のうち『必要な手続きが完了した後速やかに返還が可能な区域』となっており、今後大きな変化があるのではないかと状況で、8月30日には地主会の皆さんと国に対して返還時期や返還箇所、返還後の跡地利用への財政支援等について要請を行ってきました。

今後も本地区のまちづくり活動について、地権者の皆さんと連携を取りながら推進して行きたいと思っておりますので皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

2. 現在の状況報告

宜野湾市軍用地等地主会と宜野湾市の要請内容（概要）

今年4月27日の日米の共同発表において、本地区が『必要な手続き後に速やかに返還が可能な施設』とされたことを受け、7月13日に市と地主会で意見交換会を行い、返還時期が発表になる前に要請活動を行うことを決め、市長及び地主会会長を含む総勢9名で沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣及び民主党幹事長に対して、「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還について」以下の通り要請を行いました。

- ◆ 国道58号へのアクセスを確保するため、キャンプ瑞慶覧の「西普天間住宅地区」と「インダストリアル・コリドー地区」を同時期に返還
- ◆ 返還後の財政支援、国・市・地主会等からなる協議会の設置、傾斜地等跡地利用が困難な場所に対する支援
- ◆ 4月に施行された跡地利用に関する法律で明記されている地権者の負担軽減の支援内容の説明

跡地利用に関する新たな法律（略称：跡地利用特措法）の概要

4月に跡地利用に関する新しい法律が制定されましたので、その概要を説明します。

- ◆ 基本理念の明記
 - ・ 沖縄の自立的発展、豊かな生活環境創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進
 - ・ 国の責任で跡地利用を主体的に推進、返還後の所有者の生活の安定への配慮
- ◆ 返還実施計画に基づく支障除去措置
 - ・ 返還合意された区域の返還実施計画を定め、土地の引渡し前に支障除去（土壌汚染調査・不発弾調査・水質調査等）を講ずる。
- ◆ 拠点返還地の指定
 - ・ 従来の大規模跡地、特定跡地を「拠点返還地」に統一（5ha以上の一団の土地）
 - ・ 200ha以上は国の取組方針策定の義務化
 - ・ 200ha未満は跡地利用推進協議会の協議により国の取組方針が策定可能
- ◆ 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務
 - ・ 県知事、市町村長からあっせんの申請を受けた場合、国の「あっせん」を義務化
 - ・ 申請者の請求により状況を通知
- ◆ 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設
 - ・ 返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定
 - ・ 地方公共団体、土地開発公社による土地の取得を円滑に進める措置を規程
 - ・ 5,000万円控除の適用
- ◆ 給付金の支給（次ページに詳細を記載）
- ◆ 駐留軍用地跡地利用推進協議会
 - ・ 沖縄担当大臣、県知事、関係市町村長で構成される協議会を設置

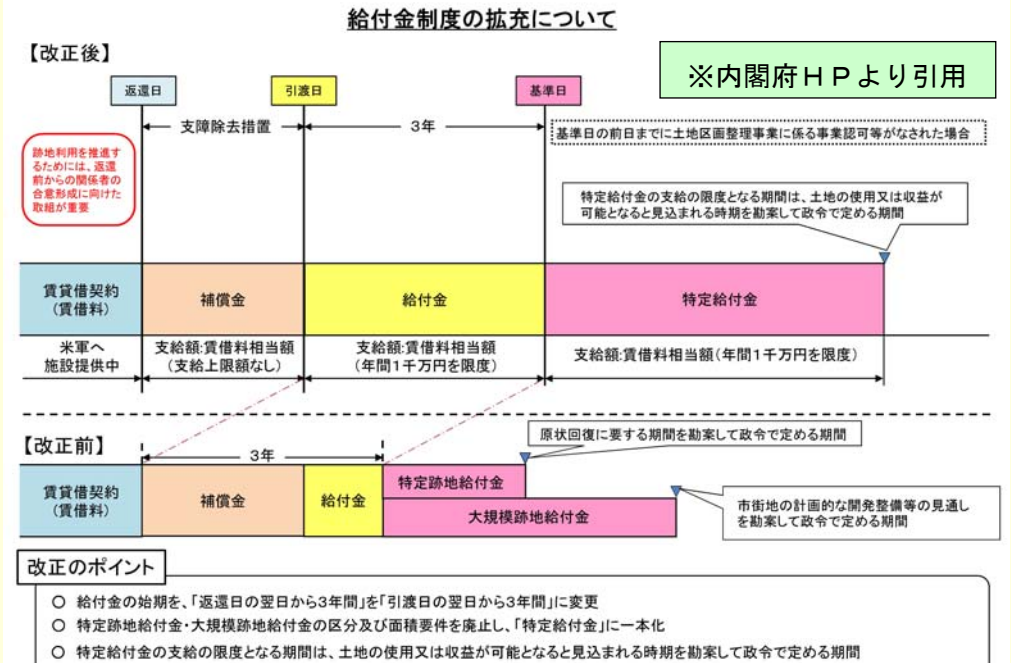
現在の状況報告（続き）

給付金制度の拡充について（概要）

給付金の支給は「引渡日の翌日から3年間」に変更

特定跡地給付金、大規模跡地給付金を「特定給付金」に一本化

「特定給付金」は引渡日から3年が経過する前日までに区画整理事業の認可がなされた場合に、使用収益を勘案して政令で定める



3. 平成24年度のまちづくり活動について

平成24年度のまちづくり活動は、返還時期に関する発表が予定されていることから、これからのまちづくり活動について、地権者の意見をお聞きしました。主な意見は以下のとおりです。



■ 情報提供をこまめに

- ・ これからの情報は1つ1つが重要な意味を持つ、HPをこまめに更新する等の取組が必要
- ・ 新法の説明をもっと行ってほしい

■ 現地を見てイメージを膨らませたい

- ・ まちづくり計画を見直すにしても、図面だけではイメージが湧かない。現地を見ていろいろ考えるきっかけにしたい

■ もっと多くの地主が参加できる工夫を

- ・ 字毎の開催、公民館での開催、案内文の工夫、今回のようなワークショップ形式での開催

■ 他地区の成功事例や失敗事例を知って学びたい

- ・ いろんなことを学んで最良の選択をしたい
- ・ 他の地域で行っていないインパクトのあるまちづくり、外国の事例も聞きたい

■ 事業主体

- ・ 事業は行政が主体となって行うべき。地権者主体では意見がまとまらない。行政が主体となればスムーズに進めていける

■ 公的な施設の誘致

- ・ 地権者も年々高齢化になり、自ら土地利用することが困難。病院や大学等の公的な施設を誘致する方法が必要

■ 地権者の意思決定

- ・ 地権者が意思決定・判断できる材料提供が必要